

資料6	第1回総会（平成27年4月17日）
	東北地方年金記録訂正審議会

議題3

会長代行並びに部会に属する委員及び部会長の指名について

○地方年金記録訂正審議会規則

（平成二十七年四月十日厚生労働省令第八十三号）一抄一

（会長）

第五条（第一項～第二項）（略）

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（部会）

第六条（第一項）（略）

2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5及び6（略）